

# 議会運営委員会・議会基本条例特別委員会行政視察報告書

**1. 実施日** 平成24年1月16日（月）～1月17日（火）

**2. 視察地** 1) 埼玉県所沢市（1月16日）

2) 埼玉県春日部市（1月17日）

**3. 視察項目** 1) 所沢市「議会基本条例について」

2) 春日部市「議会基本条例について」

**4. 出席者** 議会運営委員会 委員長 亀谷 光 副委員長 山根一男  
委員 伊藤健二 酒井正司 山田喜弘 川合敏己  
澤野 伸 佐伯哲也  
議長 可児慶志 副議長 川上文浩

議会基本条例特別委員会 委員長 川上文浩 副委員長 山田喜弘  
委員 亀谷 光 富田牧子 小川富貴 中村 悟  
酒井正司 川合敏己 天羽良明 澤野 伸  
佐伯哲也

事務局 柴田正志

## 5. 視察結果報告（所沢市）

**（1） 視察地の概要** 所沢市は、東京から30キロ圏内にあり、武蔵野台地のほぼ中央、東京都多摩北部に接する埼玉県南西部に位置している。狭山丘陵付近に源を発する柳瀬川、東川などが流れている。気候は概ね温暖で、冬は北西からの季節風が吹く。

所沢市内には、鎌倉時代の末期に、新田義貞の軍勢と、鎌倉幕府が戦った古戦場があり江戸時代には三富開拓地割が柳沢吉保によって作られた。明治44年には、我が国ではじめて飛行場が作られ、日本航空発祥の地となっている。

昭和25年、埼玉県で8番目に市制を施行したが、当時は人口4万2千人余りの、茶園や畑の広がる農業中心のまちであった。その後、首都東京に近く交通の利便性や優れた自然環境などから人口が増加し、現在では人口34万人を超える埼玉県南西部の中心都市として発展し、特例市となっている。

市の中央部には、所沢飛行場が米軍通信基地として利用されている地域があるが、返還運動

により、今ではその7割が返還され、跡地には、3つのホールを備えた市民文化センター「ムーズ」、面積50.2ヘクタールの所沢航空記念公園、市役所、世界有数の規模を誇る市民体育館、国県等の施設が整備され、市の中心的な役割を担う地域となっており、また中心市街地では再開発が行われ、商業、産業の活性化など、更なる発展が期待されている。

なお平成22年11月に市制施行60周年を迎えていた。

平成23年12月末 人口 343,103人 148,376世帯 面積71.99km<sup>2</sup>

**(2) 観察の目的** 所沢市議会では、議会基本条例の制定が分権時代における所沢市議会「議会改革」の重要事項と位置付け、平成20年6月に議会基本条例制定に関する特別委員会を設置し、その後、平成21年3月に議会基本条例を制定した。その議会改革、議会基本条例制定の取り組みについて観察し、本市での参考とする。

**(3) 観察の内容** 議会運営委員長の浅野美恵子議員と広聴広報委員長の石本亮三議員より議会基本条例の制定までの取り組み、議会改革報告書等について説明を受けた。議員手作りで作ってきたことにより議会基本条例の説明は議員が行っている。以下その概略を示す。

まず制定までの歩みの説明として、平成20年6月議会基本条例制定に関する特別委員会を設置した。その委員会の名称に制定を入れた。これがなければただの勉強会になりかねないと考えた。そして平成21年3月議会提案を目指し9ヶ月間の工程表を作り作業を進めていった。その工程の中で9回の特別委員会と6回の作業部会、その他勉強会を開催した。さらに制定に当たり、廣瀬克哉法政大学教授に議会基本条例について調査委託し、基調講演を行う。平成20年12月には「パブリックコメント」の実施、平成21年1月には「公聴会」の実施、同年2月には「ミニシンポジウム」を実施し制定に結びつけた。

観察にあたり事前質問をし、その回答をしてもらう。

問1 条例制定前と後で市民、行政、議員の変化について。

答 行政は資料の提出など、議員は議会報告会を通じ意識がかなり変わった。

問2 内容など参考にされた自治体は。

答 伊賀市、京丹後市、会津若松市等。

問3 反問権の取り扱いについて。

答 反問することができる。上越市議会のガイドラインが参考になる。今は質問の趣旨を確認することができるというふうに変わってきてている。

問4 議会報告会における、議員の役割分担について。

答 議員全員で行う。司会がポイントとなる。

問5 意見交換会で得られた意見・要望の、その後の活用について。

答 聞いた意見をどうやって返すか、スキームをどうするか等広聴広報委員会で現在検討中。

問6 議員間の自由な討議を行うための取り組みについて。

答 委員会で行っている。本会議場でやれるかが課題。

問 7 政策討論会の内容について。

答 所沢ブランドと地域活性化をテーマに来月2月4日に初めて行う。

問 8 議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に対する取り組みについて。

答 事務局職員を1名増員した。

問 9 専門的知見を活用された例はありますか。

答 5例ある。議会基本条例（制定前、制定後）について、法令上の問題について、所沢の農業について及び所沢の道路網について。

問 10 議員立法の実績は。

答 平成9年4月「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」制定や政治倫理規定の制定など。

問 11 議員定数・議員報酬について、市民に対する明確な基準などがありますか。

答 議会運営委員会の作業部会で検討中である。

#### （4）質疑応答

問 意見交換会で事前に議員間で討議してない意見の対応は。

答 定例議会で決まったことを中心に説明する栗山町型。テーマを決めて説明する四日市市型の2つのやり方があるが、所沢市は栗山町型でやっている。議会として決まっていないことは答弁しない。

問 専門的知見の活用の35万円は当初予算に計上してあるのか。

答 議会費に計上されている。その中の研修代を使っている。

問 議会基本条例第12条の2について。委員会の実績は。

答 出来てない。答弁しないとか補正予算に関係しない部長、次長、課長も出席している。

問 通年議会についてどう考えるか。

答 メリットは先決処分がいきなり出てこない。緊急事態にすぐ対応できる。他方閉会中があったほうが良いとの意見もある。

問 通年議会や会期を拡大する動きがある。定数と報酬の関係が出てきている。報酬など根拠となるものを探している中、活動記録が大事ではないか。どう考えますか。

答 議員定数の上限が撤廃された。そこでなんで所沢市議会の定数が36人なのか、理由がないことに危機感を持っている。同じく議員報酬についてもなぜ56万なのか。附属機関で議論する必要があると考えている。

問 市民の意見をどう拾いあげるのか。パブリックコメントを予定しているが実績は。

答 70件から80件あった。回答も議員で書いた。

問 所沢市の自治基本条例に市民参加の条項はありますか。

答 第21条 満18歳以上の住民基本台帳の総数の5分の1以上の請求で住民投票をしなければならない。

問 議会だよりに議員がどれだけ係わっているか。また、広報紙などの充実のため、市民からの意見や要望を取り上げるよう努めるもととするとあるが実績は。

答 以前は議員が係わってきたが、今は紙面の構成だけでその他は事務局が作っている。広聴

スキームについてはまだ検討中である。

問 政策討論会の詳細について教えていただきたい。

答 政策討論会設置要綱に基づき実施する。

問 議長の定例会見についてどう思うか。

答 まだ委員会などで正式に議論されていない。

問 議場、委員会でのパソコンの使用状況及び使用基準があるか。

答 まだ認められていない。

**(5) 考察（まとめ）** 所沢市議会に視察に来る議員のなかには議会基本条例を作る意味があるのか。議会改革が進めば良いのではないかとの意見をよく聞くことがあるが、やはり条例を制定しておく必要があった。所沢市議会で議会基本条例制定の背景として一般質問に一問一答の導入問題がきっかけであった。そして議会基本条例制定特別委員会を設置し、平成21年3月の定例会に提案を目指した9カ月という短期の工程表と作業部会を作った。そしてその制定過程そのものが議会改革に繋がっていった。大きく変わったのは新規事業概要調書や委員会の提言に予算が付いたこと。議会報告会を行ったこと。ただし議会基本条例制定後一年はできなかつた。また議会改革では内部でできることをやったが市民には伝わらなかつた。議会基本条例を作るに際し、市民と議会との関係の構築がポイントであった。市民は議会が何をやっているのか分からぬとの意見に対し改善していく必要を痛感していた。市民参加を促すため制定までに公聴会やミニシンポジウムやパブリックコメントを行つた。そして所沢市議会基本条例の特徴として前文の3行「市議会は、日本国憲法によって定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法第96条第1項に規定する議決事件に留まらず、法律に反しない限り、議決すべき事件を定める権限等を有する」に込めた。地方自治法第96条第1項意外でも議決できるようにしたこと。さらに第22条の附属機関を作れることにしたこと。第10条の閉会中に文章で質問ができ、文章で回答を求めるとしたこと。さらに第12条の議員間の自由討議を入れたことがあげられる。

以上を踏まえ、可児市議会として議会基本条例を制定するまでに取り組むべきこととして議員全員が共通認識を持つこと。議員間の自由討議を行うこと。所沢市議会が指摘しているように、市議会と市民との関係を築くために、市民参加を促す取り組みを行うことが重要となっていくと考えます。また可児市議会でも予算審議等に役立てるため所沢市のように政策説明資料を求める条文を議会基本条例に取り入れてはどうか。

最後に、昨年実施した議会改革のためのアンケートにおける「市議会議員の活動内容を知っていますか」の設問に対して「知らない」との回答が64.2パーセントもありました。「認識せずして評価せず」との言葉が示すように、何事も正しく認識してこそ評価が可能となる。その意味で市民の皆さんに議員活動、可児市議会をもっと知つてもらう努力を重ねなければならないと思います。

## 6. 観察結果報告 (春日部市)

(1) 観察地の概要 現在の春日部市は、平成 17 年 10 月 1 日旧庄和町と合併して埼玉県東部の中核となる都市を目指して誕生した。都心へは 35km、県都さいたま市へ 20km の距離にある。江戸時代には日光街道などの主要道路の整備とともに、粕壁宿として栄え、発展を遂げた。また、利根川や江戸川など河川の交通の要衝としても重要な位置にあった。

明治以降は何度かの市町村合併を繰り返してきた。昭和 29 年 7 月 1 日、昭和の大合併により春日部町、豊春村、武里村、幸松村、豊野村の 1 町 4 か村が合併し春日部市制がスタートした。

平成 23 年 12 月 1 日現在人口 240,738 人 100,129 世帯 面積 65.98 m<sup>2</sup>

(2) 観察の目的 春日部市議会は、平成 24 年 3 月議会において議会基本条例を上程する予定であり、平成 23 年 10 月には市内 2 ヶ所にて議会基本条例の骨子案の市民説明会も実施しておられる。現在、議会基本条例制定の途上にある。本市議会として参考としたい。

(3) 観察の内容 議会事務局各担当者よりこれまでの経緯等について「春日部市議会基本条例(案)」における趣旨及び考え方について『(仮称) 春日部市議会基本条例(骨子案)に含まれる新たな取り組み事項に対するルール集』等に沿って説明を受けた。

春日部市議会では平成 20 年 6 月より、改選をはさんで議会基本条例の制定について継続的・断続的に協議会や特別委員会を設けて検討を進めてきた。これまでのところ条例骨子の検討と条例案の策定など全体の 8~9 割程度は進んでいるとのこと。本年(平成 24 年) 3 月定例会に上程し、平成 24 年 4 月 1 日からの施行を目指している。現在は、昨年 12 月 19 日より明日 1 月 18 日までの期間でパブリックコメントを求めている最中である。

観察にあたり事前質問をお願いしておりその回答をいただいた。

問 1 条例制定前と中間報告作成後の市民、行政、議員の変化について

答 議員：特別委員会での結果を議会全員協議会などで報告しコンセンサスを得ている。行政：概ね円滑な議会運営に協力いただいている。市民：市民説明会等を通じて関心を示していただいている。

問 2 内容など参考にされた自治体は。

答 所沢市、多摩市、流山市、松戸市、伊賀市、京丹後市、会津若松市、上越市。

問 3 反問権を盛り込むにあたっての議員の考え方。

答 質問の内容が多岐にわたっていたり、発言表現が錯綜しているため、質問の趣旨を確認する。また議員の提案する施策内容等に対して、その根拠や理由、予算確保策を質す。

問 4 議会報告会・市民説明会における議員の考え方について。

答 当面は年 1 回、9 月定例会(決算時)後、概ね 1 ヶ月以内に行う常任委員会を単位とする 4 班編成とする。質疑・質問に対する応答は全員で行う。

問 5 意見交換会で得られた意見・要望の、その後の活用について。

答 市民説明会の場で得られた意見については、再度骨子案に指摘事項を落とし、検討した。

- 問 6 議員間の自由な討議を行うための取り組みについて。  
答　自由討議の運用に関する定義はできているが、まだ実施されていない。
- 問 7 政策討論会の内容について。  
答　まちづくり上の重要な課題について行う予定。
- 問 8 議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に対する取り組みについて。  
答　任命権者として議長の意向を反映させる。執行機関とは一線を画す。
- 問 9 専門的知見を活用された成果について。  
答　議会基本条例に基づいた専門的知見の活用は、現在まだない。
- 問 10 議員立法の実績は。  
答　平成 21 年条例案 2 件予算修正案 1、意見書 17。平成 22 年条例案 4、予算修正案 2、意見書 16、決議 2。平成 23 年意見書 15、決議 1。
- 問 11 出張委員会の設置にいたる経緯について  
答　議会の各委員会が、付託案件や所管事項等の審議のために委員会を開催するにあたり、市民との情報の共有化を図るため、市役所以外の場所で委員会を開催することができる。
- 問 12 議員定数・議員報酬について、市民に対する明確な基準などがあるか。  
答　前期の改選前（平成 21 年 7 月～12 月）に、議員定数等調査研究協議会という任意の組織を設け、議員定数等について調査、研究、協議を行った経緯はある。しかし、明確な基準を作成したものではなく、議会内の各々の考え方の整理をしたにとどまる。

#### （4）質疑応答

- 問　春日市の自治基本条例はいつできたのか。議会基本条例に先行した理由は？  
答　春日市自治基本条例は、平成 21 年 4 月に制定された。その中で市議会のことも規定している。当初は同じペースで制定に向けて進んでいたが、議員の改選もあり自治基本条例が先行した。
- 問　市議会のホームページが市のホームページから独立しているのは何故か。そのアクセス数の違いはどうか？  
答　市議会のニュースを市のホームページに載せると、最新ニュースでも後ろのほうになってしまふ。議会として独自の発信ツールを持つ必要があった。アクセス数はやはり市のホームページの方が圧倒的に多い。
- 問　議員定数と議員報酬の件について、条例中では別に定めるとしたのは何故か？  
答　市民の関心事であるが、報酬審議会等の審議を必要とする。条文にどこまで載せるかはかなり議論したが、条文では大枠的な表現に留めることを選択した。
- 問　条文中に広報公聴委員会を設置するとある。現行の議会だより編集委員会との関連性はどうなるのか。またそれは特別委員会とするのか？  
答　議会基本条例制定後は、議会だより編集委員会は廃止となり広報公聴委員会に統一される。広報公聴委員会は議会だよりの編集だけでなく、ホームページの編集や公聴活動についての提言なども行う予定。自治法上の特別委員会としてではなく協議調整の場としての委員会として設置する。

- 問 広報公聴委員会は、どのような形で公聴活動をする予定か。
- 答 具体的にはまだ定まってはいないが、アンケート調査などを想定している。子ども議会の開催なども視野に入れている。
- 問 自由討議の開始に関して、参加議員の3分の2以上としているが、過半数でも良いのではないか？
- 答 あまり勝手に自由討論を始められても困るという意見あり。それだけ重みのあるものにするために過半数よりも敷居を高くした。

**(5) 考察（まとめ）** 前日の視察地、所沢市議会はすでに議会基本条例を制定し、全国的にもある程度注目を集めている議会であった。本日の春日部市議会は、現在進行形であり本年9月の制定を目指して可児市議会にとって、時間的には半年ほど先をゆく議会である。

それだけに大変共感できる点や参考になる事例が多かった。中には、一問一答方式の導入や議長公選制の採用など、当市議会のほうがかなり先行している点もあった。一方では、すでに昨年10月時点で議会基本条例についての市民説明会を市内二ヶ所で開催するなど、まだ可児市議会ができていないことも相当経験されている。

中でも議会説明会であった質問答弁を整然とまとめられていたり、議会基本条例制定に伴なう新たな取り組み事項に対して、そのルール集をきっちりとまとめておられたりで、可児市議会にとってはすぐにでも役だつ資料を沢山いただいた。

議会基本条例の前文のところで、単に市民にとって身近な議会を目指すだけでなく、市民の周知を集めめる議会を目指す等、前文の草案にはかなりこだわり、力を注いでいる点にも刺激を受けた。

現在、パブリックコメントの最中であるということだが、現実にはほとんど意見が出て来ていないなど、当市議会に照らし合わせてみても充分可能性がある現状を見せていただいた。当市よりは人口は倍以上多いが、大都市のベッドタウンとして合併を繰り返してきた経緯などは、大変よく似ている。市民の気質についても共通する部分が多分にありそうである。

今回、はるか先を行く先行事例ではなく、同じように悩み手探り状態から議会基本条例を制定しようとしている春日部市議会を視察し、より現実的な視点で議会基本条例制定に至る道筋を提示していただいたことはたいへん有難いことである。

可児市議会として、一歩先を行く春日部市議会に勝るとも劣らないよう細心の注意を払いながら、条例制定に向けての歩みに拍車をかけていきたいと強く感じた。

以上

## 可児市議会 議会運営委員会行政視察行程表

月日	行 程	視 察 先
1 月 16 日 (月)	<p>可児市役所 貸切バス (昼食) 所沢市内</p> <p>6:00 12:00~13:00 13:30~15:30</p> <p>所沢市視察</p>	<p>埼玉県所沢市 【調査事項：議会基本条例について】 〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1 ☎04-2998-9256 (直通) 《人口》343,036人 (H23.11.30現在) 議長 中村 太 様</p> <p>埼玉県春日部市 【調査事項：議会基本条例について】 〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目2番地 ☎048-736-1111 (内線:3114) 《人口》 240,738人 (H23.12.1現在) 議長 川鍋 秀雄 様</p> <p>可児市議会運営委員会 10名 委員長：亀谷 光 副委員長：山根 一男 委員：伊藤健二、川合敏己、酒井正司、澤野伸、山田喜弘、佐伯哲也 議長：可児慶志 副議長：川上文浩</p>
1 月 17 日 (火)	<p>所沢 貸切バス 春日部市視察 (昼食) 春日部市内</p> <p>8:30~10:00 10:00~12:00 12:30~13:30</p> <p>貸切バス 可児市役所</p> <p>13:30~18:30</p>	<p>可児市議会基本条例特別委員会 12名 (内、議会運営委員 8名) 委員長：(川上文浩) 副委員長：(山田喜弘) 委員：(亀谷光)、富田牧子、小川富貴、中村悟、(山根一男)、 天羽良明、(川合敏己)、(酒井正司)、(澤野 伸)、(佐伯哲也)</p> <p>随行職員 1名 随行職員：柴田正志</p> <p>連絡先 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地 岐阜県可児市議会事務局 TEL 0574 (62) 1111 (内線 3503) FAX 0574 (63) 3972</p>